

指導者の謝金・旅費及び受益者負担について

第4回の協議会で委員の皆様「受益者負担の在り方」について意見をまとめていただきました。

「指導者の謝金の金額」、「旅費（交通費）」、「活動回数」について委員の皆様からいただいた御意見をもとに、教育委員会内部で調整した結果、地域クラブ活動を次のように行っていきます。

＜決定事項＞

- 指導者の謝金について（1時間あたりの謝金）
 - ・ スポーツ協会公認ライセンス資格者（4名）、元プロ（2名） 2,000円
 - ・ その他指導者（兼職兼業含む） 1,600円
 - ※ スポーツ庁・文化庁から示されている、指導者1時間あたりの報酬等単価
1,600円に合わせる。
 - ・ 吹奏楽団員（計2名） 2,000円
- 指導者旅費（交通費）について
 - ・ 全員 一律 月1,000円 とする。
- 受益者負担について
 - ・ 1月から受益者負担金 月2,500円 を徴収していく。
- 活動回数について
 - ・ 12月までは、これまでどおり 月3回 とする。
 - ・ 受益者負担を開始する1月からは、年48回以内（月4回程度）とする。
- 保護者説明会について（現地説明と zoom 配信のハイブリット開催）
10月5日（土） 白岡市役所 1階 会議室101・102・103
午前9時30分から【篠津中・菁莪中・南中・白岡中 対象】
 - （1）地域クラブ活動の目的と今後の進め方について
 - （2）受益者負担の導入について
 - （3）質疑応答（（1）（2）に係るもの）
 - ※ （4）以降は、過去に菁莪中・南中保護者に説明している内容と、重複するため退出可とする【退出の時間を少し取る】
 - （4）運営団体の紹介、管理・運営について
 - （5）会員管理アプリ「Sgrum（スグラム）」について
 - （6）質疑応答（（4）（5）に係るもの）